

社会福祉法人 なぜの木会

評議員・役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なぜの木会（以下「本会」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員及び報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事を言う。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

2 役員のうち、本会の給与・退職金規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

3 理事長の報酬は月額とし、別表2に基づき支給する。

4 理事長以外の役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(既定の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付則

この規程は、2017年 6月27 日より施行する。

別表1 評議員の報酬

| 役 職 | 報酬日額 (1人当たり) | 年度総額 (1人当たり) | 年間総額 (合計) |
|-----|--------------|--------------|-----------|
| 評議員 | 5,000 円 | 30,000 円 | 300,000 円 |

別表2 理事長の報酬

| 報酬月額 | 年間総額 |
|----------|-----------|
| 80,000 円 | 960,000 円 |

別表3 理事長以外の役員等の報酬

| 役 職 | 報酬日額 (1人当たり) | 年度総額 (1人当たり) | 年間総額 (合計) |
|-----------|--------------|--------------|-----------|
| 理事(理事長以外) | 5,000 円 | 100,000 円 | 400,000 円 |
| 監 事 | 5,000 円 | 100,000 円 | 200,000 円 |